

認められない再稼働

運転中の高浜原発を大津地裁が停止命令

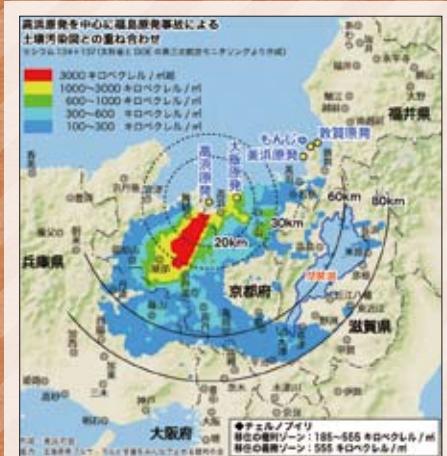
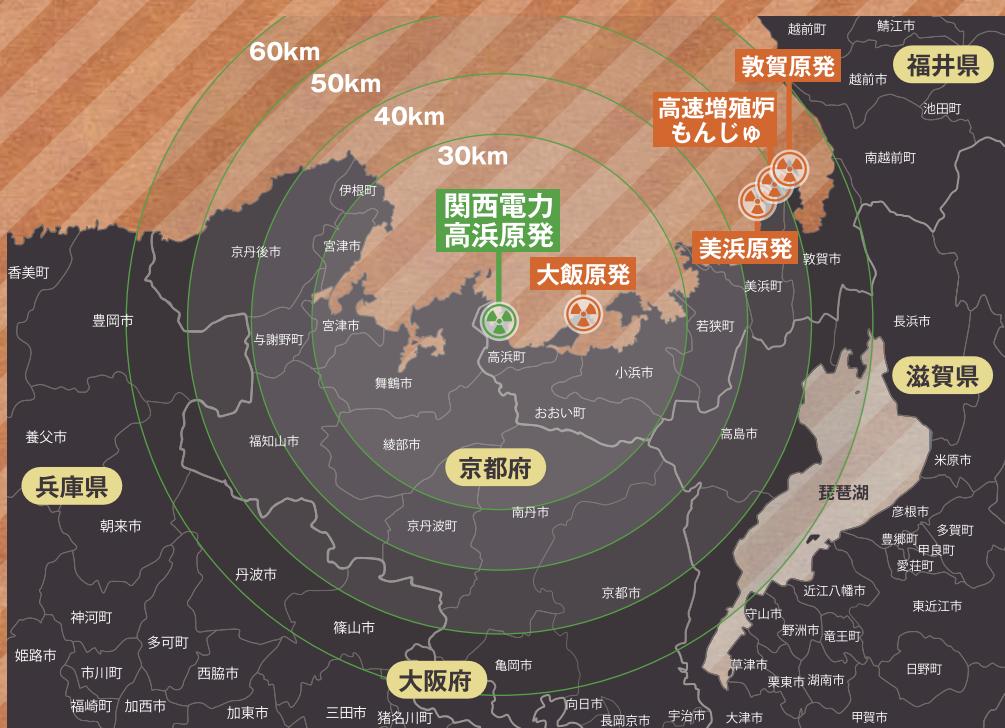
2016年3月9日滋賀県の大津地裁(山本善彦裁判長)は高浜原発(3・4号機)の運転差し止めを決定し、関西電力は運転中であった3号機を停止しました。トラブルで停止中であった4号機と合わせ高浜原発は全て運転停止となりました。新規制基準に適合し、すでに再稼働している原発の初の停止です。

2015年4月14日福井地裁(樋口英明裁判長)の運転差し止め仮処分決定に続き、新規制基準だけでは不合理と認めた2例目の決定です。また、ません。ましてや老朽化した1・2号機を動かさず隣接する滋賀県(原発から70km圏内)の住民の申し立てを認めたことにも意味があります。さらに、況下では全ての原発は停止すべきです。

国には具体的な避難計画策定の義務があるとして政府に注文をつけました。司法が認めたように、福島原発事故の原因究明もなされないまま再稼働をしてはならないのです。そもそも、高浜原発の基準地震動700ガル、津波高さ6.7mという算定方法(福島第一原発事故では基準地震動675ガル、津波最大15.5m)や、原発から5km圏内の被ばく量は1mSv以下にすぎないと関電が過小評価していることからも、再稼働は到底認められることはできません。まじてや老朽化した1・2号機を動かさずどもってのほかです。想定外の地震が頻発する状況で再稼働を認めたことにも意味があります。

原発集中立地の同時多発事故リスク

高浜原発から20km圏内に関西電力の大飯原発、50km圏内に美浜原発、その外には高速増殖炉もんじゅ、日本原子力発電の敦賀原発があり、核燃料がある限り地震や津波で同時多発事故の危険性が一目瞭然。原子力規制委員会の田中俊一委員長は「広域的な影響の前に事故を収束できるので、集中立地のリスクを検討する必要はない」と述べましたが、高浜原発が事故を起こして近づけないとき、近隣原発の核燃料を安全に収束できるのでしょうか。



住民の安全よりも再稼働を優先する国と福井県

国の防災会議は、具体的で合理的として避難計画を了承しましたが、原発から30km圏内では安定ヨウ素剤の備蓄は極めて少なく、配布方法も決まっていません。また、福島原発事故で要援護者への医薬も食料も途絶え、避難先もなかったことを教訓に

した具体的策はありません。しかし、西川福井県知事と国は事故の責任をなすりつけ合うだけで、住民は置き去りにされた福島と同じ惨状が繰り返されるだけです。福島の事故を経験した私たちは、原発に依存しない社会こそが安全だと学んだはずです。

避難路は一本道

原発は音海(おとみ)半島にあり、原発へのルートは県道149号だけの一本道で、寸断されれば原発の先の住民は孤立し、事故対応も不可能です。海岸沿いに土砂災害警戒区域があり、危険性の高い立地。関電はヘリや船舶で避難するとしていますが、夜間や津波を想定すると、どれだけ実行可能か不明です。



プルサーマル原発の危険性

プルサーマル運転の危険性

3・4号機は、プルトニウムを混ぜたMOX燃料を使うプルサーマル発電です。●MOX燃料は品質が不安定で、ウランより溶融点が低く、燃料が溶け出す恐れがあります。●ウラン燃料より放射能レベルが高く、重大事故なら汚染範囲は4倍とも言われています。●使用済みMOX燃料は再処理できず、超長期間、核のゴミになります。●しかし、規制委員会は、ウランと同等であるとして、きちんと審査しています。

避難できずに被ばくする

30km圏内で暮らす福井県1市3町の住民約54,000人の90% (20,500世帯) が、30km圏外に避難するまでに標準で9時間20分、最長11時間10分かかるとされており、避難中に被ばくする可能性があります。30km圏内には京都府の市町も含まれ、福井県、滋賀県と合わせると7市5町で約18万人 (77,700世帯) になります。

福島第一原発事故に学ぶのであれば
問題の多い高浜原発は再稼働すべきではありません!